

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

| 条 例  | ページ |
|--|-----|
| ◎高知県動物愛護基金条例   | 5   |
| ◎高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例                              | 5   |
| ◎高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例                                     | 6   |
| ◎高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例 | 6   |
| ◎知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例                                | 6   |
| ◎職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例                                    | 6   |
| ◎高知県設置条例の一部を改正する条例   | 8   |
| ◎職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                                  | 10  |
| ◎職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例                                | 10  |
| ◎高知県職員等ところざし特例基金条例の一部を改正する条例                               | 12  |
| ◎高知県統計調査条例の一部を改正する条例                                       | 12  |
| ◎高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例                             | 12  |
| ◎高知県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例                              | 12  |
| ◎高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例                                  | 13  |
| ◎高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例                                    | 13  |
| ◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                      | 13  |
| ◎高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例                  | 13  |
| ◎高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例                                    | 14  |
| ◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例                                      | 15  |
| ◎高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例                                  | 15  |
| ◎警察職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例       | 16  |
| ◎高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例                                    | 18  |

## 公布された条例のあらまし

### ◆高知県動物愛護基金条例（高知県条例第1号）

- 1 条例制定の目的  
県民の動物愛護精神の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び生活環境の保全上の支障の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物とが共存する社会づくりに寄与するため、高知県動物愛護基金を設置することとした。
- 2 主要な内容  
(1) 基金として積み立てる額は、こうちふるさと寄附金として寄附された寄附金その他の寄附金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）  
(2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。（第2条第2項）  
(3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）  
(4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第4条）  
(5) こうちふるさと寄附金として寄附された寄附金の一部を基金として積み立てるため、高知県こうちふるさと寄附金基金条例（平成20年高知県条例第28号）を一部改正すること。（附則第2項）
- 3 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例（高知県条例第2号）

- 1 条例改正の目的  
地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、行政書士法（昭和26年法律第4号）の規定に基づく行政書士試験の実施に係る手数料、電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）の規定に基づく電気工事士免状の書換えに係る手数料、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく製造保安責任者試験及び販売主任者試験の実施に係る手数料、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査に係る手数料、貯蔵施設又は特定供給設備の位置等の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料並びに液化石油ガス設備士試験の実施に係る手数料、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施に係る手数料並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可証の書換えに係る手数料の額を改定することとした。
- 2 施行期日  
この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（高知県条例第3号）

- 1 条例改正の目的  
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による統計法（平成19年法律第53号）の一部改正並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の廃止に伴い、これらの法律の引用規定の整理等を行うこととした。

2 施行期日  
この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◆高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第4号）

- 1 条例改正の目的  
議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の職員の例により改定することとした。
- 2 主要な内容  
(1) 令和4年度以降の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き下げること。（第1条及び第2条）

| 区分  | 本条例施行前の支給月数 |        |       | 本条例施行後の支給月数 |       |       |
|---|-------------|--------|-------|-------------|-------|-------|
|   | 6月期         | 12月期   | 計     | 6月期         | 12月期  | 計     |
| 県議会議員   | 1.575月      | 1.575月 | 3.15月 | 1.55月       | 1.55月 | 3.10月 |
| 知事  | 1.575月      | 1.575月 | 3.15月 | 1.55月       | 1.55月 | 3.10月 |
| 副知事<br>公営企業局長<br>常勤の人事委員会委員<br>常勤の監査委員<br>教育長 | 1.575月      | 1.575月 | 3.15月 | 1.55月       | 1.55月 | 3.10月 |

(2) 令和4年6月に支給する期末手当の額は、(1)により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に157.5分の5を乗じて得た額を減じた額とすること。（附則第2項）

3 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第5号）

- 1 条例改正の目的  
本県の経済状況及び財政状況を考慮し、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額を令和4年度の1年間、時限的に減額することとした。
- 2 主要な内容  
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間において、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額について、次のとおり給料の減額を行うこと。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。

| 区分 | 知事等の条例の給料月額 | 減額後の給料月額<br>(括弧内は、減額率) |
|----|-------------|------------------------|
| 知事 | 1,220,000円  | (10%) 1,098,000円       |

|            |          |      |          |
|------------|----------|------|----------|
| 副知事        | 940,000円 | (3%) | 911,800円 |
| 常勤の人事委員会委員 | 610,000円 | (2%) | 597,800円 |
| 常勤の監査委員    | 610,000円 | (2%) | 597,800円 |
| 教育長        | 780,000円 | (2%) | 764,400円 |

3 施行期日  
この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◆職員に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第6号）

- 1 条例改正の目的  
高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和3年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して支給する期末手当の額の改定をするとともに、消防防災ヘリコプターの運航に関する事務の一部を民間委託したことに伴い、回転翼航空機に搭乗する職員に支給する特殊勤務手当について必要な改正をすることとした。
- 2 主要な内容  
(1) 令和4年度以降の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き下げること。（職員の給与に関する条例第21条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項から第4項まで、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項及び第3項、公立学校職員の給与に関する条例第22条並びに警察職員の給与に関する条例第21条関係）

| 区分         |        |      | 本条例施行前の支給月数 |        |        | 本条例施行後の支給月数 |        |        |
|------------|--------|------|-------------|--------|--------|-------------|--------|--------|
|            |        |      | 6月期         | 12月期   | 計      | 6月期         | 12月期   | 計      |
| 再任用職員以外の職員 | 一般職員   | 期末手当 | 1.275月      | 1.275月 | 2.55月  | 1.25月       | 1.25月  | 2.50月  |
|            |        | 勤勉手当 | 0.825月      | 0.825月 | 1.65月  | 0.825月      | 0.825月 | 1.65月  |
|            |        | 計    | 2.10月       | 2.10月  | 4.20月  | 2.075月      | 2.075月 | 4.15月  |
| 再任用職員      | 一般職員   | 期末手当 | 1.075月      | 1.075月 | 2.15月  | 1.05月       | 1.05月  | 2.10月  |
|            |        | 勤勉手当 | 1.025月      | 1.025月 | 2.05月  | 1.025月      | 1.025月 | 2.05月  |
|            |        | 計    | 2.10月       | 2.10月  | 4.20月  | 2.075月      | 2.075月 | 4.15月  |
| 再任用職員      | 特定幹部職員 | 期末手当 | 1.075月      | 1.075月 | 2.15月  | 1.05月       | 1.05月  | 2.10月  |
|            |        | 勤勉手当 | 1.025月      | 1.025月 | 2.05月  | 1.025月      | 1.025月 | 2.05月  |
|            |        | 計    | 2.10月       | 2.10月  | 4.20月  | 2.075月      | 2.075月 | 4.15月  |
| 再任用職員      | 一般職員   | 期末手当 | 0.687月      | 0.688月 | 1.375月 | 0.675月      | 0.675月 | 1.35月  |
|            |        | 勤勉手当 | 0.412月      | 0.413月 | 0.825月 | 0.412月      | 0.413月 | 0.825月 |
|            |        | 計    | 1.099月      | 1.101月 | 2.20月  | 1.087月      | 1.088月 | 2.175月 |

|            |      |        |        |        |        |        |        |
|------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定幹部<br>職員 | 期末手当 | 0.587月 | 0.588月 | 1.175月 | 0.575月 | 0.575月 | 1.15月  |
|            | 勤勉手当 | 0.512月 | 0.513月 | 1.025月 | 0.512月 | 0.513月 | 1.025月 |
|            | 計    | 1.099月 | 1.101月 | 2.20月  | 1.087月 | 1.088月 | 2.175月 |
| 特定任期付職員    | 期末手当 | 1.59月  | 1.59月  | 3.18月  | 1.57月  | 1.57月  | 3.14月  |
| 任期付研究員     | 期末手当 | 1.59月  | 1.59月  | 3.18月  | 1.57月  | 1.57月  | 3.14月  |

(2) 令和4年6月に支給する期末手当の額は、民間給与との均衡を考慮し、(1)により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額を減じた額とすること。(附則第2項、第5項及び第8項)

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の5 (特定幹部職員にあっては、107.5分の5)

イ 再任用職員 68.8分の2.5 (特定幹部職員にあっては、58.8分の2.5)

ウ 特定任期付職員及び任期付研究員 159分の4

(3) 回転翼航空機に搭乗する職員の特殊勤務手当の改定

1時間当たりの支給額を1,900円(現行 5,100円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額)に引き下げること。(職員の給与に関する条例第13条第2項関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◆高知県設置条例の一部を改正する条例(高知県条例第7号)

1 条例改正の目的

社会経済情勢の変化による行政需要に即応した総合的かつ効率的な政策の推進を図るため、部の分掌事務の一部を変更する組織改編をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

#### ◆職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第8号)

1 条例改正の目的

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和3年法律第58号)の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の一部改正を考慮し、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講ずることとした。

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

#### ◆職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第9号)

1 条例改正の目的

職員のサービスの宣誓に関する政令(昭和41年政令第14号)が一部改正されたことを考慮し、職員のサービスの宣誓の実施方法について、任命権者等の面前で宣誓書に署名及び押印をしなければならないとする規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみを規定することとするよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◆高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例(高知県条例第10号)

1 条例改正の目的

高知県南海トラフ地震対策行動計画が3年間延長されることに合わせて、基金の設置期間を延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◆高知県統計調査条例の一部を改正する条例(高知県条例第11号)

1 条例改正の目的

県が行う統計調査に係る事前の調査内容の周知について、調査結果の公表と同様にインターネットの利用その他の適切な方法での公表によることができることとするとともに、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律(平成30年法律第34号)の施行により統計法(平成19年法律第53号)が一部改正されたことに伴う規定の整備をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

#### ◆高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(高知県条例第12号)

1 条例改正の目的

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)の施行により高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をするとともに、今後の高知県後期高齢者医療財政安定化基金の運営の見通しを考慮し、県が高知県後期高齢者医療広域連合から徴収し、その3倍に相当する額を当該基金に繰り入れなければならない財政安定化基金拠出金の額について、その算定に必要な財政安定化基金拠出率に係る令和4年度及び令和5年度における特例を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

#### ◆高知県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(高知県条例第13号)

1 条例改正の目的

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の施行による国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理等をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

#### ◆高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例(高知県条例第14号)

1 条例改正の目的

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和3年政令第253号)の施行による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)の一部改正に伴い、同令の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

#### ◆高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例(高知県条例第15号)

1 条例改正の目的

民法（明治29年法律第89号）が一部改正され、婚姻による成年擬制に関する規定が削除されること等を考慮し、青少年の定義規定について必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第16号）

#### 1 条例改正の目的

依頼を受けた分析、試験等を行う際の前処理作業に係る手数料を新たに徴収することとし、併せて利用者から要望のある英語表記による成績報告書を交付することとする等に伴い、計算単位当たりの手数料の上限額の改定等を行うこととした。

#### 2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第17号）

#### 1 条例改正の目的

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業の実施に係る国の通知が一部改正されるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加して交付されることに伴い、基金の設置期間を1年間延長する等必要な改正をすることとした。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例（高知県条例第18号）

#### 1 条例改正の目的

国が定める豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針が一部変更され、豚熱のワクチン接種を知事が認定する獣医師に行わせることが可能となったことに伴い、豚熱のワクチンの交付に係る手数料を新たに徴収することとする等とともに、ワクチン接種推奨地域としての指定により費用の一部が国の負担となったこと等を考慮し、豚熱のワクチン接種に係る手数料の額を引き下げることとした。

#### 2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県立都市公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第19号）

#### 1 条例改正の目的

春野総合運動公園の運動広場のうちの1箇所を設置する照明設備の利用に係る料金を新たに定めることとした。

#### 2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

### ◆高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第20号）

#### 1 条例改正の目的

分べんに関連して発症した脳性まひの出生児及びその家族に対して補償を行う産科医療補償制度が改定され、令和4年1月から1分べん当たりの掛金の額が引き下げられたことに伴い、分べん介助料の額を改定することとした。

#### 2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県営病院事業料金徴収条例の規定は、令和4年1月1日から適用することとした。

### ◆警察職員の服務の宣誓に関する条例及び公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一

### 部を改正する条例（高知県条例第21号）

#### 1 条例改正の目的

職員の服務の宣誓に関する政令（昭和41年政令第14号）及び警察職員の服務の宣誓に関する規則（昭和29年国家公安委員会規則第7号）が一部改正されたことを考慮し、警察職員及び公安委員会委員の服務の宣誓の実施方法について、警察本部長等又は知事の面前で宣誓書に署名及び押印をしなければならないとする規定を削除し、宣誓書を警察本部長又は知事に提出することのみを規定することとするよう必要な改正をすることとした。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第22号）

#### 1 条例改正の目的

運転免許等に関する手数料の標準を定めた道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正等を考慮し、認知機能検査手数料、高齢者講習手数料等の運転免許等に係る手数料等の額を改定するとともに、道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正に伴い導入される75歳以上の者に対する運転技能検査及び受験資格の特例により取得した大型自動車運転免許等に係る若年運転者期間における違反者に対する若年運転者講習に係る手数料を新たに徴収することとした。

#### 2 施行期日

この条例は、令和4年5月13日から施行することとした。



-----  
条 例  
-----

高知県動物愛護基金条例をここに公布する。  
令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第1号

高知県動物愛護基金条例

(設置)

第1条 県民の動物愛護精神の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び生活環境の保全上の支障の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物とが共存する社会づくりに寄与するため、高知県動物愛護基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、こうちふるさと寄附金として寄附された寄附金その他の寄附金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(高知県こうちふるさと寄附金基金条例の一部改正)

2 高知県こうちふるさと寄附金基金条例(平成20年高知県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「寄附金の額とし」を「寄附金のうち」に、「定める」を「定める額とする」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

(高知県子ども食堂支援基金条例の一部改正)

3 高知県子ども食堂支援基金条例(平成29年高知県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「額は」を「額は、こうちふるさと寄附金として寄附された寄附金その他の寄附金を含むほか」に改める。

~~~~~  
高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第2号

高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(高知県行政書士法関係手数料徴収条例の一部改正)

第1条 高知県行政書士法関係手数料徴収条例(平成12年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「7,000円」を「10,400円」に改める。

(高知県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 高知県手数料徴収条例(平成12年高知県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第29条の表3の項中「2,100円」を「2,700円」に改める。

(高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例の一部改正)

第3条 高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例(平成12年高知県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表1の項中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に、「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同表2の項中「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に、「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改める。

(高知県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正)

第4条 高知県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料徴収条例(平成12年高知県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「11万円」を「98,000円」に改める。

第6条第2項中「17,000円」を「15,000円」に改める。

第12条第1項中「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改める。

(高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部改正)

第5条 高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例(平成12年高知県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「7,000円」を「8,200円」に改める。

(高知県警察手数料徴収条例の一部改正)

第6条 高知県警察手数料徴収条例(平成12年高知県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第10条の表8の項中「1,800円」を「1,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後において第1条の規定による改正前の高知県行政書士法関係手数料徴収条例、第2条の規定による改正前の高知県手数料徴収条例、第3条の規定による改正前の高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例、第4条の規定による改正前の高知県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料徴収条例、第5条の規定による改正前の高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例又は第6条の規定による改正前の高知県警察手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第3号**

**高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例**

高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第2項」に改め、同条第5号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報保護法第2条第9項」に改める。

第34条第1項第2号中「事業所母集団データベース」を「事業所母集団データベースに記録されている情報」に改め、同条第3項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章」を「個人情報保護法第5章第4節」に改める。

第35条第2項中「定めるもののほか」を「定めるもののほか、新たな個人情報保護条例に関する事項について、知事に意見を述べるとともに」に改める。

**附 則**

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第4号**

**高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例**

(高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

**第1条** 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の157.5」を「100分の155」に改める。

(知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

**第2条** 知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の157.5」を「100分の155」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「改正後の議会の議員の条例」という。)第4条第2項及び第2条の規定による改正後の知事等の給与、旅費等に関する条例(次項において「改正後の知事等の条例」という。)第2条の規定に

かわからず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に157.5分の5を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

3 令和3年12月に職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)その他の知事が議会の議長と協議して規則で定める条例又は職員の給与に関する条例その他の規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に令和4年6月に支給する期末手当については、改正後の議会の議員の条例第4条第2項及び前項又は改正後の知事等の条例第2条及び同項の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年高知県条例第6号)附則第2項から第10項までの規定の適用を受ける職員との権衡を考慮して必要な調整を行うことができる。

(規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が議会の議長と協議して規則で、又は規則で定める。

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第5号**

**知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例**

知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第27項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第6号**

**職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例**

(職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項の表中

|   |                      |                                   |
|---|----------------------|-----------------------------------|
| 2 | 回転翼航空機に搭乗する職員の特殊勤務手当 | 1時間当たり5,100円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額 |
|---|----------------------|-----------------------------------|

を

|   |                      |        |        |
|---|----------------------|--------|--------|
| 2 | 回転翼航空機に搭乗する職員の特殊勤務手当 | 1時間当たり | 1,900円 |
|---|----------------------|--------|--------|

」に改め、同表備考1及び備考2中「人事委員会規則で定める額」を「額」に改める。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「「100分の127.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の68.7、12月に支給する場合には100分の68.8」と、「100分の107.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の58.7、12月に支給する場合には100分の58.8」を「「100分の125」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の57.5」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

**第2条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の159」を「100分の157」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

**第3条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の159」を「100分の157」に改める。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

**第4条** 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「6月に支給する場合には100分の68.7、12月に支給する場合には100分の68.8」を「100分の67.5」に改める。

（警察職員の給与に関する条例の一部改正）

**第5条** 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「「100分の127.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の68.7、12月に支給する場合には100分の68.8」と、「100分の107.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の58.7、12月に支給する場合には100分の58.8」を「「100分の125」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の57.5」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。  
（職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第21条第2項（同条第3項、第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員の条例」という。）第5条第2項又は第3条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（附則第8項において「改正後の任期付研究員の条例」という。）第6条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を

含む。）若しくは第26条第1項、第2項、第4項若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年高知県条例第1号）第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 127.5分の5（特定幹部職員（職員の給与に関する条例第21条第2項に規定する特定幹部職員をいう。次号において同じ。）にあつては、107.5分の5）
  - 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。） 68.8分の2.5（特定幹部職員にあつては、58.8分の2.5）
  - 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定に基づき任期を定めて採用された職員 159分の4
- 3 令和3年12月に公立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例その他の人事委員会規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「公立学校職員の給与に関する条例又は警察職員の給与に関する条例の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める」とする。
- 4 令和3年12月に職員の給与に関する条例その他の人事委員会規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者のうち同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）において会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であつた者に令和4年6月に支給する期末手当については、前2項の規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける職員との権衡を考慮して必要な調整を行うことができる。  
（公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に伴う令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 5 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第4条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例第22条第2項（同条第3項又は改正後の任期付職員の条例第5条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第27条第1項、第2項、第4項若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合におい



- て、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 127.5分の5
- (2) 再任用職員 68.8分の2.5
- (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員 159分の4
- 6 令和3年12月に職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例その他の人事委員会規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「職員の給与に関する条例又は警察職員の給与に関する条例の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める」とする。
- 7 令和3年12月に公立学校職員の給与に関する条例その他の人事委員会規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者のうち同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)において会計年度任用職員であつた者に令和4年6月に支給する期末手当については、前2項の規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける職員との権衡を考慮して必要な調整を行うことができる。
- (警察職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 8 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第5条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例第21条第2項(同条第3項、改正後の任期付職員の条例第5条第4項又は改正後の任期付研究員の条例第6条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第26条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 127.5分の5(特定幹部職員(警察職員の給与に関する条例第21条第2項に規定する特定幹部職員をいう。次号において同じ。)にあつては、107.5分の5)
- (2) 再任用職員 68.8分の2.5(特定幹部職員にあつては、58.8分の2.5)
- (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定に基づき任期を定めて採用された職員 159分の4
- 9 令和3年12月に職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例その他の人事委員会規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「職員の給与に関する条例又は公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける者その

- 他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める」とする。
- 10 令和3年12月に警察職員の給与に関する条例その他の人事委員会規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者のうち同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)において会計年度任用職員であつた者に令和4年6月に支給する期末手当については、前2項の規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける職員との権衡を考慮して必要な調整を行うことができる。
- (会計年度任用職員についての適用除外)
- 11 附則第2項から前項までの規定は、令和4年6月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)において会計年度任用職員である者には、適用しない。
- (人事委員会規則への委任)
- 12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

高知県設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第7号

##### 高知県設置条例の一部を改正する条例

高知県設置条例(昭和31年高知県条例第41号)の一部を次のように改正する。

本則第1号ク中「統計」を削り、本則第5号に次のように加える。

カ 文化財の保護に関する事項

本則第6号に次のように加える。

ウ 統計に関する事項

##### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- (高知県文化財保護条例の一部改正)
- 2 高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。
- 第1条中「施行について」を「施行に関し」に改める。
- 第2条中「この条例で」を「この条例において」に改め、同条第1号中「以下」を「第4条において」に改め、同条第4号中「貝づか」を「貝塚」に、「以下」を「第30条第1項において」に改める。
- 第3条の見出し中「財産権等」を「所有権等」に改め、同条中「高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「知事」に改める。
- 第4条第1項及び第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「知事」に、「高知県文化財保護審議会」を「第43条の規定により設置された高知県文化財保護審議会」に改め、同条第6項中「教育委員会」を「知事」に改める。
- 第5条第1項中「教育委員会」を「知事」に、「理由」を「事由」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第5項中「第2項の規定において」を「第2項において」に、「又は」を「又は」に、「教育委員会」を「知事」に改める。
- 第6条中「これに基づく高知県教育委員会規則(以下「委員会規則」という。))及び教育委員会」を「この条例に基づく規則及び知事」に改める。
- 第6条の2第1項及び第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第6項中「第



6条を「前条」に改める。

第6条の3第1項中「理由」を「事由」に、「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「前条第3項及び第4条第5項」を「第4条第5項及び前条第3項」に改める。

第7条の見出し中「変更」を「変更の届出」に改め、同条中「教育委員会」を「知事」に改め、同条ただし書中「委員会規則の」を「規則で」に改める。

第8条の見出しを「（所有者等の変更の届出）」に改め、同条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第9条の見出しを「（滅失、損傷等の届出）」に改め、同条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第10条第2項中「前項の」を「前項の規定に基づき」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「知事」に、「第1項の」を「第1項の規定に基づき」に改める。

第11条中「規定による」を「規定に基づき」に、「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第1号中「この条例又は委員会規則」を「この条例又はこの条例に基づく規則の規定」に改め、同条第3号中「前条第2項の」を「前条第2項の規定に基づく」に、「同条第3項の」を「同条第3項の規定に基づく」に改める。

第12条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に、「修理」を「その修理」に改め、同条第4項中「規定により」を「規定に基づき」に改める。

第13条第1項中「この条において「修理等」を「以下この条において「修理等」に、「規定により」を「規定に基づき」に、「この条において「所有者等」を「第3項において「所有者等」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に、「満たない部分の」を「満たない部分が」に改め、同条第3項中「責に」を「責めに」に、「理由」を「事由」に改める。

第14条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「知事」に、「その許可」を「当該許可」に改め、同条第4項中「前項の」を「前項の規定に基づく」に、「教育委員会は、許可」を「知事は、当該許可」に、「又は許可」を「又は当該許可」に改め、同条第5項中「第1項の」を「第1項の規定による」に、「第3項の」を「第3項の規定に基づき」に改める。

第15条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同項ただし書中「規定による」を「規定に基づき」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に、「と助言」を「及び助言」に改める。

第16条第1項中「教育委員会は」を「知事は」に、「6箇月」を「6月」に、「教育委員会の」を「知事が」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に、「3箇月」を「3月」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「知事」に、「責に」を「責めに」に改め、同条第5項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第6項ただし書中「責に」を「責めに」に、「理由」を「事由」に改める。

第18条中「教育委員会」を「知事」に、「、報告を」を「報告を」に改める。

第19条第1項中「この条例」を「この条例の規定」に改める。

第20条第1項及び第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「知事」に、「追加認定する」を「追加して認定する」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「知事」に、「高知県文化財保護審議会」を「第43条の規定により設置された高知県文化財保護審議会」に改める。

第21条第1項及び第2項中「教育委員会」を「知事」に、「理由」を「事由」に改

め、同条第6項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第7項中「、又は」を「又は」に、「すべてが」を「全てが」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第22条の見出し中「氏名変更等」を「氏名変更等の届出」に改め、同条中「、その他委員会規則の定める理由」を「その他規則で定める事由」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第23条第1項中「教育委員会」を「知事」に、「当たることを適当と」を「当たることが適当であると」に改め、同条第2項中「規定により」を「規定に基づき」に、「第10条第2項、及び第3項」を「第10条第2項及び第3項」に改める。

第24条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第24条の2中「教育委員会」を「知事」に、「当たることを適当と」を「当たることが適当であると」に改める。

第25条第1項中「教育委員会」を「知事」に、「必要のあるもの」を「必要があるもの」に改める。

第26条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第27条第1項中「教育委員会」を「知事」に、「理由」を「事由」に改める。

第28条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会は、前項の」を「知事は、前項の規定による」に改める。

第29条第3項中「の無形民俗文化財」を「の無形の民俗文化財」に改める。

第30条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「、又は」を「又は」に、「教育委員会」を「知事」に、「同条同項」を「同項」に改める。

第31条第1項中「教育委員会」を「知事」に、「理由」を「事由」に改める。

第32条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「教育委員会が」を「知事が」に、「第1項の教育委員会」を「第1項の規定による知事」に改め、同条第4項中「第1項の」を「第1項の規定による」に、「第14条第3項の」を「第14条第3項の規定に基づき」に改める。

第33条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に、「当該指定をしようとする者」を「当該指定をしようとするもの」に改め、同条第3項中「指定しようとする者」を「指定しようとするもの」に改める。

第34条第1項中「理由」を「事由」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第35条第1項中「委員会規則の」を「規則で」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第36条中「これに基づく委員会規則及び教育委員会」を「この条例に基づく規則及び知事」に改める。

第38条第1項及び第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第39条第1項及び第2項中「教育委員会」を「知事」に、「理由」を「事由」に改め、同条第6項中「すべてが」を「全てが」に、「教育委員会」を「知事」に改める。

第40条の見出し中「氏名変更等」を「氏名変更等の届出」に改める。

第41条第1項中「教育委員会」を「知事」に、「必要と」を「必要があると」に、「当たるとを適当と」を「当たることが適当であると」に改め、同条第2項中「規定により」を「規定に基づき」に改める。

第42条中「教育委員会」を「知事」に、「当たることを適当と」を「当たることが適当であると」に改める。

第43条中「教育委員会に」を削る。

第44条及び第45条第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第47条第1項中「これを」を削り、同条第2項中「審議会の会務を総理する」を「会務を総理し、審議会を代表する」に改め、同条第3項中「、又は」を「又は」に改める。

第48条第1項中「審議会」を「審議会の会議（以下この条において「会議」という。）」に改め、同条第2項中「審議会」を「会議」に改め、同条第3項中「審議会」を「会議」に、「会議を開き、」を「議事を開き、及び」に改め、同条第4項中「審議会」を「会議」に改める。

第49条中「委員会規則の」を「規則で」に改める。

第53条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第55条中「第55条第1項」を「第55条第10項の規定により適用する同条第1項」に、「この条例及びこの条例の施行のための委員会規則に基づく教育委員会」を「及びこの条例に基づく知事」に改め、同条第1号中「教育委員会」を「知事」に、「受理」を「受理（法の規定により知事を経由すべきものにあつては、知事を経由するための市町村の経由を含む。）」に改め、同条第2号中「教育委員会」を「知事」に、「告知」を「告知（法の規定により知事を経由すべきものを含む。）の経由」に改め、同条第3号を削る。

第56条の見出し中「委員会規則への」を削り、同条中「この条例に定めるもののほか、この条例の施行について」を「この条例の施行に関し」に、「委員会規則」を「規則」に改める。

（高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

3 高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会は」を「知事は」に改め、同項ただし書中「教育委員会が適当と」を「知事が適当であると」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に当たっては、知事は、第9条各号に掲げる書類の提出を求め、第10条第1項各号に掲げる選定の基準に照らして判断するものとする。

第3条第1項第1号中「に規定する」を「第3条に規定する」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第4条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第5条中「次条」を「次条第1項第1号」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 利用者は、センターの秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

第9条中「、教育委員会規則」を「、規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同条第2号中「教育委員会」を「知事」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第10条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改める。

第11条中「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第1号中「利用状況」を「利用等の状況」に改め、同条第3号中「教育委員会が必要であると」を「知事が必要であると」に改める。

第12条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第13条第1項中「教育委員会」を「知事」に、「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「その賠償の責め」を「、賠償責任」に改める。

第14条中「教育委員会は、次に掲げる場合には」を「知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は」に改める。

第15条中「設備等」を「センターの設備等」に改め、同条ただし書中「教育委員会」を「知事」に改める。

第16条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

職員の子育休休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第8号

##### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第23条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第26条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第26条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これらに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置）

第26条の3 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する育児休業に係る研修の実施

（2）育児休業に関する相談体制の整備

（3）前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

##### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第9号

**職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例**

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名してからでなければ」を「を任命権者に提出してからでなければ」に改める。

別記様式を次のように改める。

**別記**

**第1号様式（一般職員）（第2条関係）**

**宣誓書**

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名



第2号様式 (企業職員) (第2条関係)

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、地方公営企業を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、公共の福祉を増進することを念とし、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第10号

高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例

高知県職員等こころざし特例基金条例 (平成25年高知県条例第57号) の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成34年5月31日」を「令和7年5月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県統計調査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第11号

高知県統計調査条例の一部を改正する条例

高知県統計調査条例 (平成21年高知県条例第7号) の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「告示」を「告示等」に改め、同条中「告示しなければ」を「告示し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければ」に改め、同条第4号中「者」を「個人又は法人その他の団体」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第12号

高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例 (平成20年高知県条例第6号) の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第14条の2」を「附則第14条」に改め、附則に次の1項を加える。

(令和4年度及び令和5年度の拠出率の特例)

4 令和4年度及び令和5年度においては、第2条の拠出率は、10万分の33とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第13号

高知県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

高知県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第81条の2第2項及び第6項」を「第81条の2第2項及び第7項」に改め、同条第3項中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改める。

第6条中「第81条の2第9項第1号」を「第81条の2第10項第1号」に改める。

第11条第1項中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改める。

第15条中「この条例に定めるもののほか、」を削る。

附則第2項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第14号

高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

高知県国民健康保険法施行条例（平成29年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第4号中「第4条の5第3項」を「第4条の6第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第15号

高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

高知県青少年保護育成条例（昭和52年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる者に対するこの条例による改正後の高知県青少年保護育成条例の規定の適用については、同条例第7条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（1）この条例の施行の前日に婚姻をし、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。以下この項において「改正法」という。）附則第2条第3項の規定により、改正法の施行後も、なお従前の例により当該婚姻の時に成年に達したものとみなされる者

（2）改正法の施行の際に16歳以上18歳未満の女で、改正法附則第3条第2項の規定に基づき婚姻をし、同条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により当該婚姻の時に成年に達したものとみなされるもの

（高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部改正）

3 高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成8年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（配偶者のある女子を除く。）」を削る。

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第16号

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「抄紙加工機」を「製造加工機」に改める。

別表第2中「11,200円」を「12,170円」に、

|      |     |                         |
|------|-----|-------------------------|
| 設計図料 | 1 件 | 1 枚につき17,380円以内で規則で定める額 |
|------|-----|-------------------------|

を

|        |      |                  |
|--------|------|------------------|
| 前処理手数料 | 1 試料 | 9,350円以内で規則で定める額 |
|--------|------|------------------|

に、「成績書の謄本」を「英語表記による成績報告書、成績報告書の複本」に、「540円」を「2,350円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第17号

高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正

する条例

高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例（令和3年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とする。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、基金の一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するときは、この限りでない。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（経理）

第3条 基金の経理は、国から令和2年度に交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）と令和3年度に交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）とを区別して行うものとする。附則第2項の見出し中「失効」を「失効等」に改め、同項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項に後段として次のように加える。

基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第18号

高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

高知県家畜保健衛生所条例（昭和25年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条中「手数料を」を「手数料を県に」に改め、同条に次の1項を加える。

3 家畜伝染病予防法第50条の規定による知事の許可を受けて使用する動物用生物学的製剤（豚熱予防液に限る。）の交付を受けた獣医師（知事が特に認めた者に限る。）は、1件につき70円の動物用生物学的製剤交付手数料を県に納付しなければならない。別表第3の2の項中「300円」を「250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県家畜保健衛生所条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

（高知県収入証紙条例の一部改正）

3 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

|          |    |
|----------|----|
| 8 から10まで | 削除 |
|----------|----|

|                       |                                                                         |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 11 保健所の使用料及び手数料       | 保健所使用料徴収条例（昭和23年高知県条例第49号）第1条及び第2条又は高知県衛生試験等手数料等徴収条例（昭和39年高知県条例第40号）第2条 |
| 12 高知県立精神保健福祉センターの手数料 | 高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和48年高知県条例第2号）第3条                           |
| 13 機器使用料              | 高知県家畜保健衛生所条例（昭和25年高知県条例第29号）第6条                                         |
| 14 家畜診察料              |                                                                         |
| 15 家畜薬治料              |                                                                         |
| 16 家畜文書料              |                                                                         |
| 17 家畜検査料              |                                                                         |
| 18 家畜注射料              |                                                                         |
| 19 家畜処置料              |                                                                         |
| 20 家畜指導料              |                                                                         |
| 21 家畜手術料              |                                                                         |
| 22 家畜入院料              |                                                                         |
| 23 家畜証明書交付手数料         | を「                                                                      |
| 24 家畜検査手数料            |                                                                         |
| 25 家畜注射薬浴手数料          |                                                                         |
| 26 家畜投薬手数料            |                                                                         |
| 27 家畜検査等証明書交付手数料      |                                                                         |

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 8 及び9           | 削除                    |
| 10 保健所の使用料及び手数料 | 保健所使用料徴収条例（昭和23年高知県条例 |



|                       |                                                     |
|-----------------------|-----------------------------------------------------|
|                       | 第49号) 第1条及び第2条又は高知県衛生試験等手数料等徴収条例（昭和39年高知県条例第40号）第2条 |
| 11 高知県立精神保健福祉センターの手数料 | 高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和48年高知県条例第2号）第3条       |
| 12 機器使用料              | 高知県家畜保健衛生所条例（昭和25年高知県条例第29号）第6条                     |
| 13 家畜診察料              |                                                     |
| 14 家畜薬治料              |                                                     |
| 15 家畜文書料              |                                                     |
| 16 家畜検査料              |                                                     |
| 17 家畜注射料              |                                                     |
| 18 家畜処置料              |                                                     |
| 19 家畜指導料              |                                                     |
| 20 家畜手術料              |                                                     |
| 21 家畜入院料              |                                                     |
| 22 家畜証明書交付手数料         |                                                     |
| 23 家畜検査手数料            |                                                     |
| 24 家畜注射薬浴手数料          |                                                     |
| 25 家畜投薬手数料            |                                                     |
| 26 家畜検査等証明書交付手数料      |                                                     |
| 27 動物用生物学的製剤交付手数料     |                                                     |

に改める。



高知県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和4年3月25日

高知県知事 瀧田 省司

高知県条例第19号

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。  
別表第5の4の(17)の表中

|       |           |       |        |
|-------|-----------|-------|--------|
| 運動広場A | 一般競技用     | 全面1時間 | 1,310円 |
|       |           | 半面1時間 | 890円   |
|       | レクリエーション用 | 全面1時間 | 760円   |
|       |           | 半面1時間 | 470円   |

を「

|       |           |       |        |
|-------|-----------|-------|--------|
| 運動広場A | 一般競技用     | 全面1時間 | 1,310円 |
|       |           | 半面1時間 | 890円   |
|       | レクリエーション用 | 全面1時間 | 760円   |
|       |           | 半面1時間 | 470円   |
| 運動広場D | 一般競技用     | 全面1時間 | 1,250円 |
|       |           | 半面1時間 | 540円   |
|       | レクリエーション用 | 全面1時間 | 570円   |
|       |           | 半面1時間 | 280円   |

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和4年3月25日

高知県知事 瀧田 省司

高知県条例第20号

高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例

高知県営病院事業料金徴収条例（昭和32年高知県条例第17号）の一部を次のように改正

する。

別表分べん介助料の項中「107,200円」を「103,200円」に、「127,800円」を「123,800円」に改める。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県営病院事業料金徴収条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和4年1月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 新条例の規定は、令和4年1月1日以後の分べんの介助について適用し、同日前の分べんの介助については、なお従前の例による。



警察職員の服務の宣誓に関する条例及び公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第21号**

**警察職員の服務の宣誓に関する条例及び公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例**

(警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

**第1条** 警察職員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「規定に基き」を「規定に基づき」に、「規定することを目的とする」を「必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条中「警察本部長（以下「本部長」という。）又は本部長の定める上級の公務員の面前において、次の宣誓書に署名してからでなければ」を「別記様式による宣誓書を警察本部長に提出してからでなければ」に改め、

**「 宣 誓 書**

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令及び条例を遵守し、警察職務に優先して、その規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党、且つ、公平中正に警察職務の遂行に当ることを固く誓います。

年 月 日

氏 名 ㊟ 」

を削る。

第3条中「定めるものを除くほか」を「定めるもののほか」に、「本部長」を「警察本部長」に改める。

附則の次に次の別記様式を加える。

**別記様式（第2条関係）**

**宣誓書**

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令及び条例を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党、かつ、公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

氏 名

（公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

**第2条** 公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年高知県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「の規定において」を「において」に、「規定に基き」を「規定に基づき」に改め、「（以下「委員」という。）」を削り、「規定することを目的とする」を「必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条の見出し中「委員」を「公安委員会委員」に改め、同条中「委員」を「公安委員会委員」に改め、「、知事の面前において」を削り、「に署名してからでなければ」を「を知事に提出してからでなければ」に改める。

別記様式を次のように改める。

**別記様式（第2条関係）**

宣誓書

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、個人の権利と自由を保護し、並びに公共の安全と秩序を維持すべき高知県公安委員会委員としての責務を深く自覚し、警察の職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、不偏不党、かつ、公平中正に職務を遂行することを固く誓います。

年 月 日

高知県公安委員会委員 氏 名



附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和4年3月25日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第22号

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「1,400円」を「1,450円」に、「800円」を「1,200円」に改める。  
第16条第1項中「（昭和35年総理府令第60号）」を「（昭和35年総理府令第60号。第3項において「府令」という。）」に改め、「（道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成23年内閣府令第70号）附則第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同条第2項の表を次のように改める。

| 手数料の名称       | 区分   | 金額     |
|--------------|--|--------|
| 特定任意高齢者講習手数料 | 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第1条に規定する基準に適合する講習（以下この表において「特定任意高齢者講習」という。）であって、法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下この条において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対して行うもの | 6,450円 |
|              | 特定任意高齢者講習であって、普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対して行うもの  | 2,900円 |
| 特定任意講習手数料    |  | 1,350円 |

第16条第3項の表1の項中

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 法第97条の2第1項第1号又は第2号に | 1,550円 |
|---------------------|--------|

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 該当して同項の規定の適用を受ける場合                    |  |
| 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 | 1,900円（政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円） |

を「

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 | 1,550円   |
| 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 | 1,900円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この表において「政令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円） |

」に改め、同表8の項中「750円」を「1,050円」に改め、同表16の項中「又は違反者講習」を「、違反者講習又は若年運転者講習」に改め、同項を同表17の項とし、同表15の項中「国家公安委員会規則で定める政令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する」を「府令第38条第11項第1号ただし書の規定により行われる」に、

|  |   |        |
|--|---|--------|
| 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（高齢者講習）（以下この表において「高齢者講習」という。） | 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する高齢者講習（法第97条の2第1項第3号イ、第 | 5,100円 |
|--|---|--------|

|   |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|
| <p>101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)</p>   |  |  |  | <p>車免許のみを受けている者に対する高齢者講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定に基づいて行うものを除く。)</p>        |  |  |
| <p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する高齢者講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p> | <p>5,100円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第39条に規定する基準に該当するときに進行高齢者講習である場合にあっては、7,950円)</p> |  |  | <p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する高齢者講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p> | <p>2,250円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第39条に規定する基準に該当するときに進行高齢者講習である場合にあっては、4,450円)</p> |  |
| <p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する高齢者講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p>                | <p>5,800円</p>  |  |  | <p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する高齢者講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p>                | <p>2,350円</p>  |  |
| <p>小型特殊自動</p>   | <p>2,250円</p>  |  |  | <p>法第108条の2第1項第13号</p>   | <p>12,500円（違反者講習が国</p>   |  |

を「

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| に掲げる講習（違反者講習）<br>（以下この表において「違反者講習」という。） | 家公安委員会規則で定めるものである場合にあつては、9,050円） |
|---|----------------------------------|

|   |   |        |
|---|---|--------|
| 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（高齢者講習）                  | 普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習   | 6,450円 |
|   | 普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 | 2,900円 |
| 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習（違反者講習）<br>（以下この表において「違反 | 12,500円（違反者講習が府令第38条第13項第2号の表第1号下欄に定める講習方   |        |

|  |                          |
|--|--------------------------|
| 者講習」という。）  | 法に係るものである場合にあつては、9,050円） |
| 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習（若年運転者講習）（以下この節において「若年運転者講習」という。） | 講習1時間について2,250円          |

に、「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改め、同項を同表16の項とし、同表中14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、同表9の項中「第91条」を「第91条又は第91条の2第2項」に改め、同項を同表10の項とし、同表8の項の次に次のように加える。

|  |           |        |
|--|-----------|--------|
| 9 運転技能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査をいう。）を受けようとする者 | 運転技能検査手数料 | 3,550円 |
|--|-----------|--------|

第16条第5項中「第3項の表11の項」を「第3項の表12の項」に改め、同条第6項中「第3項の表13の項」を「第3項の表14の項」に改める。

第17条第1項中「又は初心運転者講習」を「、初心運転者講習又は若年運転者講習」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、令和4年5月13日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県警察手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。